

番号	発注見通し							契約相手の決定方法	契約締結後の公表				
	区分	契約名称	業務場所 (納入場所)	概要	担当課	契約時期 (予定)	契約相手の選定基準		契約の相手方	契約相手方とした理由	契約締結日	履行期限 (納入期限)	契約金額
1	役務	佐川町本庁清掃業務	本庁舎	清掃管理 期間：H31.4.1～H32.3.31	総務課	4月	地方自治法施行令第167条の2 第1項第3号に該当するシニル パー人材センターで佐川町内に 住所を有する団体であること。						
2	役務	佐川町役場宿直業務	本庁舎	宿直業務 期間：H31.4.1～H32.3.31	総務課	4月	地方自治法施行令第167条の2 第1項第3号に該当するシニル パー人材センターで佐川町内に 住所を有する団体であること。						
3	役務	佐川駅前公衆便所清掃業務	佐川駅前公衆便所	清掃管理 期間：H31.4.1～H32.3.31	総務課	4月	地方自治法施行令第167条の2 第1項第3号に該当するシニル パー人材センターで佐川町内に 住所を有する団体であること。						
4	役務	佐川町永野地区便所管理業務	佐川町永野地区	清掃管理 期間：H31.4.1～H32.3.31	総務課	4月	地方自治法施行令第167条の2 第1項第3号に該当するシニル パー人材センターで佐川町内に 住所を有する団体であること。						
5	役務	龍王公園便所清掃業務	龍王公園	清掃管理 期間：H31.4.1～H32.3.31	総務課	4月	地方自治法施行令第167条の2 第1項第3号に該当するシニル パー人材センターで佐川町内に 住所を有する団体であること。						
6	役務	佐川町ナウマンカルスト除草業務	ナウマンカルスト	剪定・除草 期間：H31.5.1～H32.3.31	総務課	5月	地方自治法施行令第167条の2 第1項第3号に該当するシニル パー人材センターで佐川町内に 住所を有する団体であること。						
7	役務	荷福小富士団地除草業務	荷福小富士団地	剪定・除草 期間：H31.5.1～H32.3.31	総務課	5月	地方自治法施行令第167条の2 第1項第3号に該当するシニル パー人材センターで佐川町内に 住所を有する団体であること。						
8	役務	新福寺団地跡除草業務	新福寺団地跡	剪定・除草 期間：H31.5.1～H32.3.31	総務課	5月	地方自治法施行令第167条の2 第1項第3号に該当するシニル パー人材センターで佐川町内に 住所を有する団体であること。						
9	役務	春日荘横河川敷除草業務	春日荘横河川敷	剪定・除草 期間：H31.5.1～H32.3.31	総務課	5月	地方自治法施行令第167条の2 第1項第3号に該当するシニル パー人材センターで佐川町内に 住所を有する団体であること。						
10	役務	墓地公園除草業務	佐川町墓地公園	剪定・除草 期間：H31.5.1～H32.3.31	総務課	6月	地方自治法施行令第167条の2 第1項第3号に該当するシニル パー人材センターで佐川町内に 住所を有する団体であること。						
11	役務	中央公民館遊園地除草業務	中央公民館遊園地	剪定・除草 期間：H31.5.1～H32.3.31	総務課	7月	地方自治法施行令第167条の2 第1項第3号に該当するシニル パー人材センターで佐川町内に 住所を有する団体であること。						
12	役務	富士見ゲートボール場除草業務	富士見ゲートボール場	剪定・除草 期間：H31.5.1～H32.3.31	総務課	7月	地方自治法施行令第167条の2 第1項第3号に該当するシニル パー人材センターで佐川町内に 住所を有する団体であること。						
13	委託	家具転倒防止金具等取付事業にか かる派遣等業務	町内	事業実施申請者宅にある地震等 により転倒が予想される家具に、転倒 防止金具等を取り付ける業務	総務課	6月	地方自治法施行令第167条の2 第1項第3号に該当するシニル パー人材センターで佐川町内に 住所を有する団体であること。						
14	委託	霧生関防災拠点施設 除草委託業務	霧生関防災拠点 施設	施設の清掃作業 (予定工期2ヶ月)	総務課	10月	地方自治法施行令第167条の2 第1項第3号に該当するシニル パー人材センターで佐川町内に 住所を有する団体であること。						
15	役務	佐川町地場産センター便所掃除委託 業務	地場産センター	清掃管理 期間：2019.4.1～2020.3.31	産業建設課	4月	地方自治法施行令第167条の2 第1項第3号に該当するシニル パー人材センターで佐川町内に 住所を有する団体であること。						

番号	発注見通し							契約相手の決定方法	契約締結後の公表				
	区分	契約名称	業務場所 (納入場所)	概要	担当課	契約時期 (予定)	契約相手の選定基準		契約の相手方	契約相手方とした理由	契約締結日	履行期限 (納入期限)	契約金額
16	役務	「四国の道」便所清掃及び消毒業務	ナウマンカルストの便所	清掃管理 期間：H31.4.1～H32.3.31	産業建設課	4月	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシニルパー人材センターで佐川町内に住所を有する団体であること。						
17	役務	「四国の道」草刈り業務	ナウマンカルスト	清掃管理 期間：H31.4.1～H32.3.31	産業建設課	4月	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシニルパー人材センターで佐川町内に住所を有する団体であること。						
18	役務	「四国の道」パトロール業務	ナウマンカルスト周辺及び斗賀野周辺	清掃管理 期間：H31.4.1～H32.3.31	産業建設課	4月	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシニルパー人材センターで佐川町内に住所を有する団体であること。						
19	役務	「長谷渓谷」歩道パトロール業務	尾川(小奥)	清掃管理 期間：契約日～H31.7.31	産業建設課	4月	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシニルパー人材センターで佐川町内に住所を有する団体であること。						